解体分別保管棟 排気風量指示調節器更新作業 仕様書

1. 件名

解体分別保管棟排気風量指示調節器更新作業

2. 目的

本仕様書は、日本原子力研究開発機構(以下、原子力機構)原子力科学研究所バックエンド技術部高減容処理技術課が所掌する解体分別保管棟の排気風量指示調節器について機能を維持するため、予防保全として機器の更新を行うものとする。

3. 作業場所

原子力機構 原子力科学研究所 バックエンド技術部 高減容処理技術課 解体分別保管棟指定場所(管理区域)

4. 納期

令和6年9月30日(月)

5. 作業期間等

(1) 実施予定期間 実施時期は、別途、協議の上決定する。

(2) 実施時間

原則として次の時間帯に実施する。

9:30~18:00 (12:00~13:00を除く)

但し、必要があると認めた場合は上記に定める時間以外に、作業を実施することができることとする。

6. 作業内容

6.1 更新機器仕様

(1) デジタル指示調節計(端子カバー付) 3台

型式:R36TC0UA23D0

(2) DC24V 電源 3 台

型式: RYY792D3001

(3) レジオバイアス 3台

型式: RYY792B3081

6. 2 作業項目

- (1) 調節器等交換作業
- (2) 既設盤調整作業、動作確認
- (3) 作業に係る書類作成

6.3 作業内容及び方法等

以下に示す作業内容等は、原子力機構が示す標準であって、受注者の社内標準、 経験等に基づき、必要とされるものがあれば、それを付加すること。詳細は、作 業要領書において決定する。

(1) 調節器等交換作業

「6.1更新機器仕様」の機器等を交換。当該調整器等は受注者が準備す ること。

(2) 既設盤調整作業、動作確認 制御状態確認及び機能の健全性を確認する。必要に応じて既設盤の調整作 業を行う。

- (3) 作業に係る書類作成
 - 1) 交換機器の試験成績書、設定表を提出すること。
 - 2) 試験で使用した標準器(測定器等)の校正証明書、試験成績書、トレ ーサビリティ体系図を添付すること。

7. 試験·検査

- (1) 交換作業終了後、電源投入し正常に起動しているか確認する。
- (2) 模擬信号を入力し、単体試験、ループ試験にて基準を満たしているか確認する。

8. 支給物品及び貸与品

(1) 支給品

1) 支給物品名:作業で使用する電気(単相 100V 及び 200V、三相 200V)、水、綿手袋

: 一式 数量

引渡場所 :解体分別保管棟

引渡時期 : 当該作業期間 :原子力機構担当者に連絡し、使用すること。

(2) 貸与品

支給方法

1) 品名:放射線防護器材(ヘルメット、特殊作業着、靴下、RI 作業靴、ポケット線 量計、綿手袋、綿帽)

数量:一式

引渡場所 :解体分別保管棟

引渡時期 : 当該作業期間

貸与方法 :原子力機構担当者に連絡し、使用すること。

9. 提出書類

No.	書類名	指定様式	提出期日	部数	備考
1	統括責任者届	原子力機構	契約後速やかに	1 部	
		様式			
2	作業要領書	指定なし	契約後速やかに	3 部	要確認
3	従事者名簿	指定なし	契約後速やかに	2 部	
4	作業工程表	指定なし	契約後速やかに	3 部	要確認
5	品質保証計画書	指定なし	契約後速やかに	2 部	要確認
6	立入許可願	原子力機構	作業開始前までに	1 部	
		様式			
7	KY・TBM 実施結果	原子力機構	作業開始前までに	1部	
		様式			
8	作業報告書	指定なし	作業終了後速やかに	3 部	要確認
9	工事・作業安全チェッ	原子力機構	作業開始前までに	1部	
	クシート	様式			
10	その他機構が要求する	指定なし	その都度		
	書類				

提出場所

原子力機構 原子力科学研究所 高減容処理技術課

10. 検収条件

「7. 試験・検査」の合格、「9. 提出書類」の確認並びに、原子力機構が仕様書の定める業務が実施されたと認めた時を以て、業務完了とする。

11. 適用法令

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 電気事業法
- (3) 消防法
- (4) 日本産業規格 (JIS)
- (5) 日本原子力研究開発機構内部規定
 - 1) 原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質マネジメント計画
 - 2) 原子力科学研究所安全衛生管理規則
 - 3) 原子力科学研究所工事・作業の安全管理基準

- 4) 原子力科学研究所消防計画
- 5) 原子力科学研究所電気工作物保安規程及び同規則
- 6) バックエンド技術部防火・防災管理要領
- 7) 低圧電気設備の点検に関する注意事項について(高減容処理技術課内規)
- 8) リスクアセスメントの実施要領
- 9) 危険予知(KY)活動及びツールボックスミーティング(TBM)実施要領
- 10) 作業責任者等認定制度の運用要領
- 11) 不適合管理の要領
- 12) 事故・災害を防ぐために一安全作業ハンドブック一(原子力科学研究所解説集付)

12.特記事項

12.1 一般事項

- (1) 受注者は、原子力機構の規定等を遵守し、本仕様書に掲げる業務を遂行しうる 能力を有するものを従事させること。
 - ・作業責任者等認定制度の運用要領に係る現場責任者等の認定証
- (2) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について、疑義が生じた場合は、原子力機構担当者と協議のうえ、その決定に従うものとする。
- (3) 受注者は、労働安全衛生法に基づく作業規律の維持及び作業環境の整備並びに作業の監督(安全管理を含む)については責任を負うこと。このため、作業開始前にあっては、KY・TBMを実施した記録を作成し原子力機構担当者に提出すること。
- (4) 受注者は、作業の実施にあたり関係法令、技術基準、所内規定等を遵守すると ともに原子力機構が安全確保のために行う指示については、これに従うもの とする。
- (5) 受注者は、原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、原子力機構の規定等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。また、作業責任者等認定制度運用要領に係る現場責任者等の教育を受講し、認定証の資格を持ったものを1人以上従事させること。
- (6) 本作業において原子力機構の物品を毀損しないこと。万一毀損した場合は、原子力機構担当者と協議し速やかに修理すること。
- (7) 本作業の開始及び終了の際には必ず原子力機構担当者へ連絡すること。
- (8) 受注者は、本作業に関係ない場所等への無断での立入りは避けること。
- (9) 本作業において合格にできない項目が生じた場合には、その対策をとりまとめ、原子力機構に報告すること。また、比較的軽微な対策を行うことにより

- 合格することができる場合は原子力機構の確認を得た後に対策を実施し、再 度点検等を行うこと。
- (10) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表若しくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の確認を受けた場合にはこの限りでない。
- (11) 受注者は、感電事故及びその他の事故を防止するため、安全対策には十分に 留意すること。なお、資格等が必要な作業にあたっては有資格者が行い、使 用機器等については校正されたものを使用すること。
- (12) 本仕様書に記載されていない事項でも、技術上必要と認められる項目については、原子力機構担当者と協議し実施すること。
- (13) 仕様の詳細については、担当者と十分な打合せを行うこと。
- (14) 作業エリアに養生が必要な場合にはビニール養生等を行うこと。
- (15) 受注者は、異常事態が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。
- (16) 受注者は、本作業中に作業手順の変更、作業方法の見直し、新たな作業の発生、想定外事象の発生等が生じた場合は、作業を中断し原子力機構担当者に報告の上、作業要領書の変更等必要な手続きを実施すること。また、作業の再開にあたっては、原子力機構担当者と協議を行い、確認または承認を得た上で実施すること。
- (17) 受注者は、従事者に関して労基法、労安法、その他、法令上の責任並びに従 事者の規律秩序及び風紀の維持に関する責任を全て負うとともに、これらコ ンプライアンスに関する必要な社内教育を定期的に行うものとする。
- (18) 受注者は、善管注意義務を有する貸与品及び支給品のみならず、実施場所に ある他の物品についても、必要なく触れたり、正当な理由なく持ち出さない こと。
- (19) 所定の手続き及び許可を得た上で作業を行い、入退域、物品の搬出入等は機構担当者の指示に従うこと。物品を持ち込む際は、許可を受けてから持ち込むこと。
- (20) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。

12.2 管理区域内作業に係る注意事項

- (1) 当該エリアで作業する者は所定の教育を受講してから作業を行うこと。なお、作業計画は、本教育期間を含めて立案すること。
- (2) 管理区域内へ入室する際には、原子力機構の指定する放射線防護衣等の着用を行うこと。
- (3) 放射性廃棄物の発生の低減のため、管理区域に持ち込む物品は必要最小限とすること。特に、資機材の梱包材等の可燃物の搬入は避けること。
- (4) 作業に用いた物品を管理区域内から搬出する時は、事前に原子力機構に許可を 取り、汚染検査等の所定の手続きに従うこと。また、点検・校正対象機器を所外 へ持ち出す際には、物品持出票等の手続きを行うこと。
- (5) 管理区域から退出の際には、手をよく洗い、ハンドフットモニタ等にて身体汚染検査を行うこと。
- (6) 管理区域の立入りの際には、ポケット線量計等の必要な装備を原子力機構の指示に従い、着用すること。

13. 総括責任者

受注者は本契約業務を履行するにあたり、受注者を代理して直接指揮命令するもの (以下「総括責任者」という。)及びその代理を選任し、次の任務に当たらせるものと する。

- (1) 受注者の従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本契約業務履行に関する原子力機構との連絡及び調整
- (3) 受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項

14. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する 法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用す るものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 契約不適合責任

検収後 1 年以内に契約不適合が発見された場合、無償にて速やかに修正もしくは交換を行うものとする。

16. 検査員及び監督員

検査員

(1) 一般検査 管財担当課長

監督員

- (1) 調整試験 バックエンド技術部 高減容処理技術課電気機械チーム主査
- (2) 員数検査 バックエンド技術部 高減容処理技術課電気機械チーム主査
- (3) 外観検査 バックエンド技術部 高減容処理技術課電気機械チーム主査

17. その他

受注者は原子力機構内施設へ購入品を設置する際に異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、受注者による原因分析や対策検討の結果について機構の確認を受けること。